

海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業  
(空港での3回目接種の開始)

令和4年3月9日(総22第26号)  
在デンパサール日本国総領事館

●海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業について、3月14日から、3回目の接種が開始されます。

1 在留邦人等からのニーズを踏まえ、海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業について、3月14日から、3回目の接種が開始されます。

2 対象となるのは、18歳以上で、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ(コビシールドを含む)のいずれかのワクチンの2回目の接種を受けてから6か月が経過した方です。3回目の接種には、ファイザー社製ワクチンを使用します。3回目の接種の予約は、予約サイト([https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action))で受け付け、3月9日(水)17時(日本時間)から開始しています。羽田空港では毎日、成田空港では週3回、接種を実施します。

3 なお、1回目や2回目に上述のワクチンを接種していない方や、他の種類のワクチンを接種した方は、引き続き、1回目や2回目として接種を受けることが可能です。本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

4 小児へのワクチン接種については、4月中旬を目処に開始すべく、現在日本政府において関係省庁間で調整中ですが、詳細が判明しましたらお知らせします。

5 本事業に関する詳細は、外務省海外安全HP(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>)をご覧ください。